

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後1時30分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年3月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番鈴木康友議員、2番三輪明広議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。議会運営委員会は2月24日に開会し、令和3年3月定例会の日程を本日から3月23日までの21日間と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月23日までの21日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第3号から日程第9、議案第9号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第3号大治町総合計画条例の制定について。

大治町総合計画条例を別紙のとおり制定するものとする。令和3年3月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、総合計画を策定するため必要な事項を定めるものでございます。

議案第4号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年3月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の減額措置に係る軽減基準額の算定方法の見直し及び国民健康保険税の税率を改正するためでございます。

議案第5号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年3月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年3月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、第1号被保険者の保険料の改定及び介護保険法施行令等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第7号大治町消防団条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年3月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、消防団員の資格要件、費用弁償の区分及び報酬の額を見直すためでございます。

議案第8号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2134万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6094万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、既定の繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。

第4条、既定の地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。令和3年3月3日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、各事業において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国県支出金の交付決定に伴う財源更正を初め、民生費において、民間保育所運営費補助金を518万6000円、消防費において、災害対策用備品購入費を265万5000円減額し、教育費において、小学校費のタブレット機器等借上料を7163万円、校内通信ネットワーク整備工事を1542万9000円減額し、中学校費のタブレット機器等借上料を3340万2000円、校内通信ネットワーク整備工事を862万6000円減額し、スポーツセンター屋根外壁等改修事業の屋根外壁等改修工事を3102万円減額するものでございます。

歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2億1387万8000円追加し、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであり、地方消費税交付金などの減収を補填するため減収補てん債を6010万円計上するものでございます。

また、今回の補正により生じました剰余一般財源3億6927万7000円について、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

議案第9号令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度大治町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5284万7000円、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1815万4000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年3月3日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、歳入については、交付決定に伴い国庫支出金を3287万4000円、支払基金交付金を6151万7000円、県支出金を3083万8000円減額するものでございます。

歳出については、居宅介護サービス給付費を3000万円、施設介護サービス給付費を1億円減額するものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳出については、運転手報酬として45万9000円を減額するものでございます。

また、基金積立金を79万3000円増額し、財源として余剰財源を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第10、議案第10号から日程第15、議案第15号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第10号令和3年度大治町一般会計予算。

令和3年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億9300万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5000万円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年3月3日提出、大治町長。

令和3年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して1億6600万円減の総額93億9300万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費2億5397万8000円を初めとして12億3993万6000円、民生費において、心身障害者事業費8億2816万円、福祉医療費6億9074万1000円、保育所運営費9億5183万円を初めとして45億551万3000円、衛生費において、

感染症対策事業費 1 億228万4000円、塵芥処理事業費 3 億8214万9000円を初めとして 8 億171万5000円、土木費において、道路維持管理費9614万円、河川維持管理費4840万円、排水機施設維持管理費4183万4000円、砂子防災公園整備事業費4681万1000円を初めとして 7 億6281万5000円、消防費において、海部東部消防組合負担金 3 億1638万4000円を初めとして 4 億865万9000円、教育費において、小学校費 2 億3283万7000円、中学校費 1 億3438万3000円、スポーツセンター運営管理費 1 億9346万4000円を初めとして 9 億6355万9000円、公債費として元利償還金 4 億9573万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として36億1154万円、地方消費税交付金 6 億100万円、地方交付税 7 億6000万円、国庫支出金として14億1877万6000円、県支出金として 9 億266万9000円、町債 8 億4360万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第11号令和 3 年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和 3 年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6934万3000円と定める。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和 3 年 3 月 3 日提出、大治町長。

令和 3 年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して 1 億1191万円減の総額27億6934万3000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として18億2735万8000円、国民健康保険事業費納付金として 8 億9234万2000円、保健事業費として2103万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として 6 億96万9000円、県支出金として18億4834万9000円、繰入金として 2 億8441万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第12号令和 3 年度大治町土地取得特別会計予算。

令和 3 年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万1000円と定める。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。令和 3 年 3 月 3 日提出、大治町長。

令和 3 年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して1,000円増の総額

20万1000円とするものでございます。

この会計では、土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。

議案第13号令和3年度大治町介護保険特別会計予算。

令和3年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3835万5000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1802万4000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年3月3日提出、大治町長。

令和3年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して2038万1000円減の18億3835万5000円とし、介護サービス事業勘定については、予算総額を前年度当初予算と比較して20万4000円増の1802万4000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み、介護サービス等諸費として15億7682万6000円、介護予防・生活支援サービス事業費として7588万8000円、包括的支援事業費として2392万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億5603万4000円、国庫支出金として3億4371万9000円、支払基金交付金として4億7967万2000円、県支出金として2億6742万3000円、繰入金として2億9145万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の主な内容は、一般管理費として1470万8000円、居宅介護サービス事業費として331万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、サービス収入として1261万5000円、繰入金として540万7000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第14号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6962万9000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和3年3月3日提出、大治町長。

令和3年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して3266万2000円増の総額6億6962万9000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として3億9393万1000円、療養給付費負担金として2億4560万4000円、広域連合事務費負担金として800万円、保健事業費の個別健康診査等事業委託料として1686万5000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として3億2892万9000円、一般会計繰入金として3億2639万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第15号令和3年度大治町下水道事業会計予算。

第1条、令和3年度大治町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

収入、第1款、下水道事業収益3億3910万8000円。支出、第1款、下水道事業費用2億8058万5000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、資本的収入7億7946万4000円。支出、第1款、資本的支出、8億6878万5000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第6条、一時借入金の限度額は5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5601万5000円。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7511万3000円である。令和3年3月3日提出、大治町長。

下水道事業会計の予算は、支出の主な内容は、管きょ整備工事費として4億8460万円、日光川下流流域下水道事業建設負担金として2134万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として2億5300万円、他会計負担金として1億2483万8000円、他会計補助金として7511万3000円、企業債として4億8080万円をそれぞれ計上するものでございます。

日程第16、発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則について。

大治町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和3年3月3日提出、議会運営委員会委員長。

この案を提出するのは、議会活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産にかかる産前産後の欠席期間を定めるためでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決いたします。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 散会